

日常生活自立支援事業(地域福祉権利擁護事業)

◆事業概要

認知症高齢者、精神障害者、知的障害者等判断能力が不十分なものに対して、福祉サービスの利用援助、日常的金銭管理等を行うことにより、地域で自立した生活を支援する事業

◆実施主体

都道府県・指定都市社協

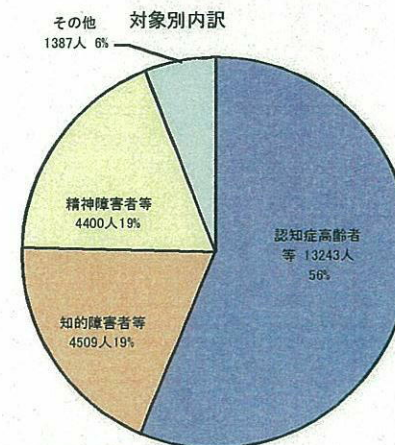
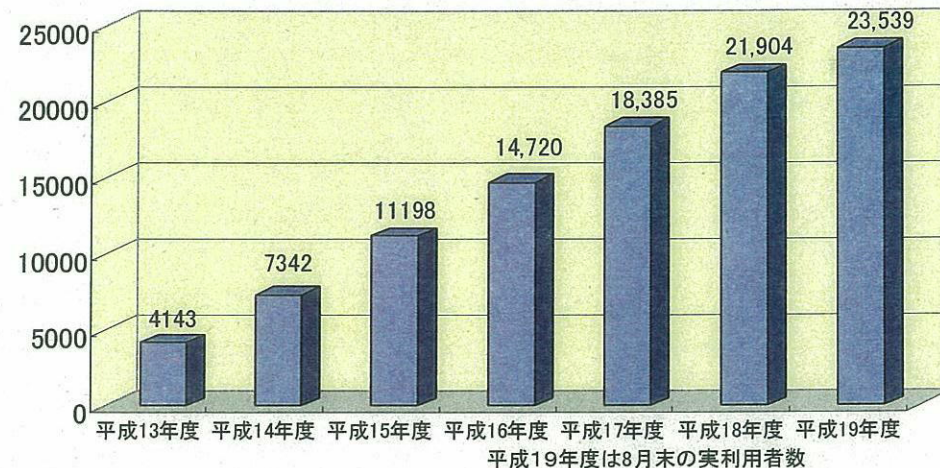
◆実施体制(H19年8月末現在)

- ・基幹的社協(窓口となる社協等) 621カ所
- ・専門員(専門の相談員) 969人
- ・生活支援員(日常の支援者) 11,186人

◆利用者の特徴

- ・家族、親族や友人など、インフォーマルなサポートが希薄、関係が悪い
- ・福祉サービスの利用につながりにくい(サービスの必要性を感じていない、サービスの利用に抵抗感が強い)
- ・生活全般にわたる課題を持っている
- ・家族全体が複合した課題をもっている
- ・低所得者が多い(生活保護は受給は3割)

実利用者(契約者)数の推移



日常生活自立支援事業(地域福祉権利擁護事業)を通して分かってきたこと

「判断能力の不十分な人」

「生活経営が困難な人」
「地域社会から孤立している人」
「地域生活のルールを守りきれない人」

日常生活自立支援事業の周辺で発生している課題
(日常生活自立支援事業で一部対応)

- ・法人後見
- ・成年後見人等の養成・確保
- ・賃貸住宅保証人、就職保証人等広義の後見人の養成
- ・虐待事例への対応
- ・施設入所者の金銭管理・知的障害者・精神障害者の地域移行の支援
- ・判断能力があるが生活経営が困難な人への支援